



令和3年（2021年）8月17日

## 「屋外広告物適正化旬間」

屋外広告物のクリーンキャンペーンを実施します。

全国一斉に、令和3年9月1日（水）から9月10日（金）までの10日間「屋外広告物適正化旬間」が設定されていることに併せ、彦根市内におきましても屋外広告物クリーンキャンペーンとして、屋外広告物のルールの周知ならびに安全点検に関する啓発を実施するとともに、以下のような禁止物件に設置されている立看板・貼り札などの違反屋外広告物の簡易除却を実施しますのでお知らせします。

1 期間 9月1日（水）～9月10日（金）

2 場所 彦根市内



## 禁止物件 (条例第4条)

次の物件に広告物または掲出物件を表示し、または設置することはできません。



※道路の路面には、広告物を表示してはいけません。

※電柱、街灯柱その他これらに類するものには、貼り紙、貼り札、立看板、広告旗その他これらに類するものを表示してはいけません。

### 問い合わせ先

彦根市役所 歴史まちづくり部 景観まちなみ課

担当：小澤、深谷

電話：0749-30-6148

FAX：0749-24-8517

E-mail：keikan@ma.city.hikone.shiga.jp